

公益社団法人富山県高等学校安全振興会

香 料 給 付 規 程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人富山県高等学校安全振興会（以下「当会」という）定款第4条の（4）に基づき施行する事業のうち、香料の給付について定めたものである。

第2条（給付内容）

当会定款第3条に定める生徒等が死亡したとき、5万円を給付する（事由のいかんを問わない）。

第3条（掛金）

当会共済規程（算出計算書）の例にならい、理事長が別に定める。

第4条（香料の受取人）

当会共済規程（事業方法書）第3条による。

第5条（請求手続）

香料請求書（第7号様式）に下記の書類を添付する。

- ・死亡診断書写（住民票の除籍抄本又は除籍後の指導要録の写し）

第6条

この規程によりがたい事項及びこの規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。